別添１

北海道立道民活動センターの概要

令和６年（２０２４年）７月

北海道総務部イノベーション推進局財産課

1　道民活動センタービルの概要

（１）所在地

札幌市中央区北２条西７丁目１

（２）敷地面積

3,906.75㎡

（３）建築面積

2,809.86㎡

（４）延床面積

21,138.37㎡

（５）構造

鉄骨鉄筋コンクリート造 地下１階 地上10階 塔屋１階

（６）沿革

道民福祉の向上を基本理念とした「北海道新長期総合計画」の基本的な方向性に沿って個別に策定された「北海道新社会福祉長期計画」、「北海道新教育長期総合計画」、「北海道女性の自立プラン」及び「第３次北海道ウタリ福祉対策」などの計画に基づき各機能を集合させ、道民活動の拠点となるよう整備した複合施設。平成３年９月竣工

（７）各部等が専ら使用する部分の面積等内訳

区分	入居団体等	面積
総務部		15,243.30㎡
道民活動センター		15,243.30㎡
地下１階	駐車場、空調機械室、電気室、発電機室等	3,203.19㎡
１階	多目的ホール、展示ホール、防災センター等	2,809.86㎡
２階	（一財）道民活動振興センター、飲食店等	1,747.87㎡
３階	310会議室、320会議室等	1,016.45㎡
４階	大会議室等	830.16㎡
５階	510会議室、520研修室等	911.76㎡
６階	和室研修室、610会議室	719.90㎡
７階	710会議室、730研修室等	864.05㎡
８階	810会議室、820研修室等	768.80㎡
９階	910会議室、920会議室等	698.84㎡
10階	1010会議室、1020会議室、1060会議室等	1,274.60㎡
塔屋１階	排煙機械室、高架水槽室等	397.82㎡
環境生活部		1,513.90㎡
アイヌ総合センター		574.11㎡
７階	アイヌ総合センター管理事務室、資料展示室等	574.11㎡
女性プラザ		718.26㎡
６階	女性プラザ管理事務室、交流フロアー等	718.26㎡
市民活動促進センター		221.53㎡
地下1階	作業室	15.49㎡
８階	市民活動促進センター事務室	206.04㎡
保健福祉部		2,833.13㎡
２階	（社福）北海道社会福祉協議会（図書資料室等）	452.11㎡
３階	（社福）北海道社会福祉協議会ほか福祉関係団体	899.95㎡
４階	（社福）共同募金会ほか福祉関係団体	1,111.19㎡
５階	日本赤十字社北海道支部（点字図書センター）ほか福祉関係団体	369.88㎡
教育庁		1,548.04㎡
生涯学習推進センター		1,548.04㎡
５階	（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	181.84㎡
８階	生涯学習推進センター管理事務室、教材制作室等	463.32㎡
９階	（公財）北海道生涯学習協会ほか生涯学習関係団体	739.32㎡
10階	教材保管室、貸出室等	163.56㎡

（８）設備概要

ア　衛生設備

（ア）給水設備

・水源は、飲用に札幌市水道水を、トイレ等の洗浄用と冷却塔の補給水は井戸水を使用している。

・市水は、西８丁目通りの給水本管100㎜から50㎜で分岐し、地下１階機械室のＦＲＰ製受水槽に受けている。

・井水は、地下１階機械室に井戸（250㎜×100m）を掘削し、深井戸ポンプでコンクリート製受水槽に受けている。

・受水槽から揚水ポンプで塔屋の高架水槽に送り、９階以下は重力式で10階及び塔屋は加圧ポンプで供給している。

・残留塩素保持のために塩素滅菌装置を設け、揚水ポンプと連動させている。
・井水管には、下水道料金計量のためのメーターを設置している。
・配管は、ステンレス鋼管を使用している。

（イ）排水設備

・地上階の排水は、直接市下水道に放流し、地下階は地下１階に設けた汚水槽、雑排水槽、駐車場排水槽に貯留し、水中ポンプで市下水道に放流している。
・駐車場排水には、ガソリントラップ、２階飲食店には、グリーストラップを設けている。
・配管は、汚水及び雑排水管に塩ビライニング鋼管、ドレン及び雨水管に白鋼管を使用している。

（ウ）給湯設備

・飲用として、各給湯室に貯湯式電気湯沸器（貯湯量30㍑）を設置している。
・洗浄用は中央式で、地下１階機械室にストレージタンク（貯湯量2500㍑）を２台設置し、各所に供給している。
・配管は銅管（一部ステンレス管）を使用している。

（エ）衛生器具設備

・一般便所の大便器は、すべて洋式（一部温水便座）を使用し、男子小便器には、感知洗浄弁を設けている。
・紙巻き器は、スペア付きを使用している。
・身障者便所の大便器は、温水便座及び感知洗浄弁付きを使用し、各蛇口は、レバー式湯水混合水栓を使用している。
・１階ホワイエには冷水器を設置している。

（オ）ガス設備

・西７丁目通りのガス本管150㎜から80㎜で分岐して北３条通りから引込み、屋外バルブ、地下１階トレンチ内に緊急遮断弁を設けて２階飲食店及び６階調理室に供給している。
・飲食店、調理室に各々メーターを設置し、計量している。

（カ）消火設備

・消防法の規定により各種消火設備を設置するとともに全館スプリンクラーを設置している。
・高層棟は、スプリンクラーの他、３階以上に連結送水管、地下駐車場には、固定式及び移動式の粉末消火設備、各機械室等には、大型消火器（備品）を設置している。
・防災センターには、各種の監視装置等が設置されているため、ユニット式のハロゲン化物消火設備を設置している。
・低層棟（ホール）は、客席に湿式スプリンクラーと補助散水栓、舞台に乾式スプリンクラー、客席と舞台の間にドレンチャーを設置している。

イ　空気調和設備

（ア）熱源設備

・冷暖房用熱源は、北海道熱供給公社の高温水を使用している。
・熱源機器は負荷を２等分した能力のものを設置し、故障時にも優先箇所に供給でき、負荷による台数制御にも対応可能となっている。
・冷房は、高温水を直接吸収式冷凍機に供給し、冷水を作り各空調機に送って冷房している。
・暖房は、高温水を温水（70℃）に熱交換し、各空調機、パネルヒーター（使用なし）、ヒートポンプに送って暖房している。
・給湯は、熱交換後の温水を熱源とし、ストレージタンクから各給湯栓に供給している。

地域暖房用熱交換機	加熱能力	1,486,000	Kcal／H	２基
吸収式冷凍機	冷房能力	150	ＵＳＲＴ	２基
冷凍機用開放型冷却塔		290	ＵＳＲＴ	２基
ヒートポンプ用熱交換機	加熱能力	890,000	Kcal／H	１基
ヒートポンプ用密閉型冷却塔		210	ＵＳＲＴ	２基
床暖房用熱交換機	加熱能力	69,400	Kcal／H	１基
ロードヒーティング用熱交換機	加熱能力	526,000	Kcal／H	１基
ストレージタンク	加熱能力	137,500	Kcal／H	１基

（イ）空調設備

・高層棟は、各階南北２系統のゾーニングに分けた外調機で外気処理し、各室に供給し、温度調整を行うために、水熱源ヒートポンプユニットを各室に設置している。
・外調機系統にＶＡＶ、ヒートポンプ系統に電磁弁を設けて、使用する時に運転するシステムをとっている。

外調機仕様　　3,300～7,000ＣＭＨ　20台　（内インバーター　13台）

・１階の防災センターは、24時間運転のため、空調換気扇とパッケージエアコンの併用、厨房は、単独系統で全空気方式をとっている。

・低層棟は、多目的ホール客席系統、舞台系統、エントランス系統の３台の空調機で主として全空気方式となっている。
・舞台の幕ゆれ防止用としてパネルヒーター（使用なし）を設置している。
・１階のエントランスホール、ロビー、展示ホールには床暖房（使用なし）を、建物周囲及び市歩道にロードヒーティングを設備している。
・冷温水、熱源水、冷却水系統に薬液注入装置を設け、ステンレス鋼管及び塩ビライニング鋼管を使用している。

（ウ）換気設備
・各室の換気方式は、次のとおり。

第１種（機械給排気）	機械室、電気室（パッケージエアコンと併用）、発電機室、水槽室、エレベーター機械室、駐車場、塵芥室等
第３種（機械排気）	便所、給湯室、シャワー室等、駐車場系統は、デリベントシステムを採用している。

（エ）排煙設備
・建築基準法及び消防法に基づき、主に機械排煙で事務室南、事務室北、多目的ホール、特別避難階段附室の４系統になっている。
・一般的な事務室、会議室、研修室は天井チャンバー方式で、排煙口は、手動操作が基本であるが、防災センターから遠隔操作も可能なシステムになっている。

（オ）省エネルギー対策
・空調機、外調機に全熱交換機を設け、外気負荷の軽減を図っている。
・水熱源ヒートポンプユニットを設置し、熱源の軽減を図っている。
・変風量、変流量制御方式を採用し、熱源及び搬送動力の軽減を図っている。（使用していない室には空調しないように、室毎のダクトにＶＡＶ、熱源水配管に電磁弁を設け連動させている。）
・多目的ホール客席系統にCO_2制御方式を採用して外気負荷の軽減を図っている。

ウ　昇降機設備
南北コアに各々２台の乗用エレベーター、１台の非常用エレベーター、地下１階～１階間の乗用エレベーター１台、計６台が設置されている。

１～４号機	乗用エレベーター（身障者仕様）	定員20名	速度150m／min
５号機	非常用エレベーター	定員17名	速度 90m／min
６号機	乗用エレベーター（身障者仕様）	定員11名	速度 45m／min

身障者仕様は、車椅子用装置の他に視覚障害者用装置として、音声装置、点字プレートを設置している。

エ　自動制御設備
１階防災センターに設置されている中央監視盤により、機械設備、電気設備（防災関係は除く）全般の操作、監視、記録を行うことができる。主なものとして、スケジュール運転、節電運転、熱源機器及びポンプの台数制御、各種警報、電力デマンド制御、停復電処理、自家発負荷配分制御等である。
グラフィックパネルは、空調設備29枚、衛生設備２枚、電気設備18枚、その他４枚、監視点数は、約1,100点で、19インチのLCDモニタ３台及び27インチのLCDモニタ１台である。
各空調機、外調機にマイクロコンピューター・プログラムユニットを搭載させ、機能分散型ダイレクトデジタル制御方式を採用している。

オ　強電設備
（ア）受電系統
・北海道電力㈱大通変電所の14Ｆから、３相３線6.6ＫＶ地中埋設電線路で高圧配電塔MP273の第４開閉器を経由、当施設地階電気室の高圧閉鎖型盤に地中引込線で引込み、北海道電力㈱の電力量計量器負荷側接続点を責任分界点としている。

（イ）受変電機器
・高低圧共に、閉鎖型配電盤方式で、盤内中央に通路を設けている。

受電用真空遮断機	7.2ＫＶ 600Ａ	(12.5ＫＶ)	１台
分岐用真空遮断機	7.2ＫＶ 400Ａ	(8.0ＫＶ)	８台
モールド型変圧器	電灯・コンセント用	(300・200・100)	600ＫＶＡ
	動力用	(500・300×２)	1,100ＫＶＡ
	舞台照明・音響用	(300・50)	350ＫＶＡ
力率改善用コンデンサー	動力低圧側に接続 25ＫＶＡ×（8コ、6コ、5コ）		475ＫＶＡ

（ウ）予備電源設備
・非常用予備発電装置
商用電源が停止した時、地下１階に設置した、ガスタービン発電装置が自動起動し、建築基準法、

消防法等に基づく負荷及び業務用の部分的に必要な負荷に、電源を連続10時間供給することが可能となっている。

発 電 機	１軸式ガスタービン（燃料…灯油）	900ＰＳ
発 動 機	３相３線6.6ＫＶ	625ＫＶＡ
始動装置	電気式　ＤＣ－48Ｖ（完全密閉シール型鉛蓄電池）	500ＡＨ　24セル　MSE-500

・直流電源装置
建築基準法に基づく非常照明設備及び受変電・発電機設備の制御用直流負荷のための蓄電設備である。

整流器	全自動サイリスタ整流器　120.4V　30A
蓄電池	制御弁式　鉛蓄電池　108Ｖ　150ＡＨ／10ＨＲ　54セル　SNSX-150

・無停電電源装置
商用電源が停止した時、発電装置が起動し、送電するまでに約40秒を要するため、この間の停電も許容できない重要な負荷に無停電で交流電源を供給する。

インバーター	交流－直流－交流　10ＫＶＡ
蓄　電　池	小型制御弁式　鉛蓄電池（180セル）　12ＡＨ RE12-12
Ａ Ｃ 出 力	単相３線（105Ｖ／210Ｖ）容量（10ＫＶＡ）　10分間

（エ）一般照明・コンセント設備
・600Ｖビニル絶縁電線による金属配管線及びＶＶ－Ｆケーブルによる天井内ころがし配線となっている。

〔配電方式〕
LED照明　単相２線　210Ｖ
白熱灯・LED照明・コンセント　単相２線　105Ｖ
〔照度〕

事務室・会議室・研修室	500ｌｘ
図書室	700ｌｘ
廊下・便所	150ｌｘ

〔点滅方式〕
ホール、廊下等の共用部分は、防災センターからの手動または、スケジュール点滅とし、その他は各室での点滅となっている。また、トイレ・階段・給湯室は、熱線センサ付自動スイッチとなっている。
〔コンセント〕
壁取付を標準とし、事務室はフロアーダクト配線となっている。
〔非常照明〕
耐火電線による金属管埋込みいんぺい配管となっている。また、商用電源が切れると、別置直流電源装置より瞬時に給電し、発電機が起動すると切り換わる。

（オ）動力設備
・600Ｖビニル絶縁電線による金属配管線及び各種ケーブルによる天井内ころがし配線となっている。

配電方式	一般動力・非常用動力　３相３線 210Ｖ

・負荷容量に応じ、低圧動力制御盤に進相コンデンサーを取り付けている。

カ　弱電設備
（ア）構内電話
・道の構内電話交換機設備に接続し共用で運用している。道の本庁から地中埋設ケーブル（ＣＣＰ－200Ｐ×２）で当施設ＭＤＦに接続、施設内の幹線は、構内ケーブルによる金属配管線及びケーブルラック配線とし、各階の北側弱電専用ＥＰＳに端子盤を設け、分岐は電話用ケーブルによる金属配管線及びフロアーダクト配線となっている。ＮＴＴ局線は、ＭＤＦを経由し、各団体に直接引込みしている。
（イ）インターホン（相互通話式）
・夜間及び保守用
防災センターとの連絡用として、夜間用は東側、南側及び西側入口に、保守用は電気室・発電機室及び各階機械室間に設置している。（３通話路可能）

・駐車場
駐車場管理室と防災センターとの連絡用として、駐車場入口、駐車場内南側・西側及び地階ホールと駐車場の間の扉両側に設置している。
・給油用
東側入口横の、ガスタービン発電装置用の給油口と、発電機室の油貯蔵タンク室間の連絡用として設置している。

（ウ）放送
・防災センターに設置したラック型防災アンプ（出力360W×３台(1,080W)）により次の放送が可能となっている。

〔業務用放送〕
防災センターから階別10回路・系統別50回路を区分及び一斉放送が可能である。
〔非常用放送〕
消防法に基づき防災監視卓と連動して、階別及び系統別15回路（予備５回路）の放送ができる。

（エ）ＩＴＶ
・ＨＤカメラを１階エントランスに２台、駐車場入口に１台、地下連絡通路入口に１台及び正面玄関軒先に１台設置し、防災センター監視卓のモニター（デジタルディスクレコーダー）で監視可能である。

（オ）マルチビジョン
・１階エントランスホールにマルチビジョン（60型液晶ディスプレイ２台）が設置されており、動画、静止画、テロップ等を表示することが可能である。また、テレビ放送の画像を適宜選択し放映できる。

（カ）車路管制設備
・駐車場の同時進入（すれちがい）事故を防止するため、車路管制システムを設置している。

（キ）防災監視設備
・自動火災報知設備（複合ＧＲ型受信機）及びガス漏れ受信機からの情報は、各階の中継器盤を経由して、１階防災センターに設置した情報処理盤で処理し、防災監視盤のLCDモニタに表示される。
また、各種防災設備の警報等の作動状態を集中監視し、必要に応じて適切な措置が可能となる防災監視卓を設置している。

２　北海道立道民活動センターの概要

（１）設置目的

道民自らの創意や活力が生かされる地域づくりに必要な社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動等の組織的な活動の促進及び道民が行う学習、研修、交流等の機会の充実を図る。

（２）開設年月日

平成３年11月14日

（３）貸出施設等の概要

ア　多目的ホール（かでるホール）

（ア）客席数

521席（車椅子対応22席（この場合の一般席数487席））

（イ）舞台形式等

プロセニアムステージ形式（間口：13.4m、奥行：10.5m、高さ：7.0m）

（ウ）付帯施設

楽屋１、楽屋２、楽屋３（和室）、主催者控室、物品庫、シャワー室

（エ）照明設備

配電は、３相４線・182-105Ｖ方式とし、配線は、600Ｖビニル絶縁電線による金属配管線及び各種ケーブルを使用し、次の負荷設備及び調光装置を設置している。

〔舞台上部〕

ボーダーライト、サスペンションライト、アッパーホリゾントライト、トーメンタルライト、プロセニアムライト、タワーライト、反響板ライト、センターピンスポットライト、サイドフロントライト及びシーリングライトを設置している。

〔舞台床面〕

フットライト、花道フットライト、ロアーホリゾントライト及びフロアーコンセントを設置している。

〔効果器具〕

プロジェクタースポットライト、ディスクマシン、ダブルマシン、フィルムマシン、ドラムマシン、波エフェクト、ミラーボール吊式、マルチストロボ、星球及びブラックライトを設置している。

〔調光装置〕

主幹盤	３相４線	240ＫＶＡ
サイリスタ調光器盤	３ＫＶＡ	180回線
	４ＫＶＡ	12回線
	６ＫＶＡ	3回線
照明操作卓（ファンタジー151）記憶シーン	1,000シーン	

（オ）音響設備

〔スピーカー〕

プロセニアムスピーカー、サイドスピーカー、ステージフロントスピーカー、ステージ移動用スピーカー、ウォール効果用スピーカー、シーリング効果用スピーカー、はね返りスピーカー等を設置している。

〔調整卓〕

入力数 40ch、出力数は、スピーカーの系統に予備を設けている。

〔録音、再生〕

オープンリールテープデッキ、カセットテープデッキ、レコードプレーヤー、コンパクトディスクプレーヤー、ミニディスクレコーダー、ミニディスクプレイヤー、デジタルオーディオデッキを設置している。

イ　リハーサル室（面積：78㎡）

付帯施設として、モニターテレビ（ホール映像用）、簡易更衣室、シャワー室を設置している。

ウ　展示ホール（面積：313㎡）

エ　会議室、研修室等

階数	室　　名	面積	定員	摘　　要
1	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ研修室	169㎡	50名	ロッカー室、シャワー室、モニターテレビ（ホール映像用）
	110会議室	75㎡	36名	
3	310会議室	88㎡	42名	
	320会議室	41㎡	16名	ロ字型使用
4	大会議室	306㎡	216名	
5	510会議室	100㎡	54名	
	520研修室	175㎡	108名	
	530会議室	46㎡	18名	窓なし
	540会議室	73㎡	36名	
	610会議室	62㎡	30名	
	620会議室	59㎡	30名	「調理室」（18㎡）設備（単独利用不可）

6	630会議室	47㎡	16名	
	和室研修室「樹」	76㎡	48名	32.5畳、「えぞまつ」(15畳)、「あかなら」(17.5畳）に分割可
	和室研修室「花」	76㎡	39名	30畳、水屋設備、「はまなす」(12畳)、「すずらん」(18畳）に分割可
7	710会議室	165㎡	96名	
	730研修室	125㎡	63名	
	740研修室	52㎡	18名	
	750研修室	62㎡	30名	
	760会議室	51㎡	18名	
8	810Ａ会議室	52㎡	18名	
	810Ｂ会議室	62㎡	30名	
	820研修室	245㎡	144名	
9	910会議室	51㎡	16名	ロ字型使用
	920会議室	82㎡	45名	
	930研修室	62㎡	15名	コンパス型使用可
	940研修室	93㎡	45名	
10	1010会議室	88㎡	42名	
	1020会議室	67㎡	36名	
	1030会議室	118㎡	63名	
	1040会議室	123㎡	63名	
	1050会議室	120㎡	54名	
	1060会議室	163㎡	96名	
	1070会議室	123㎡	63名	

※定員について、摘要欄に使用形式の記載のない室は、スクール形式使用の定員数を記載している。

オ　駐車場（面積：1,593㎡）

駐車方式及び駐車台数

２段式駐車機械	30台
平　面　駐　車	26台
計	56台

カ　貸出設備

（ア）ホールを利用する場合の設備

〔舞台設備〕

品　　名
所作台
反響板
平台
かげ段
講演台（３点セット）
金屏風（きんびようぶ）
座布団
上敷
松竹羽目
紗幕（しやまく）
浅黄幕
紅白幕
暗転幕
大黒幕
グリーン幕
毛せん
地がすり
振り竹
雪かご
指揮台
譜面台
揮者用譜面台
スクリーン
姿見鏡

〔照明設備〕

品　　名
ボーダーライト（200ワット66灯）
天板ライト（８５ワット３４灯）
アッパーホリゾントライト（500ワット90灯）
ロアーホリゾントライト（300ワット108灯）
フットライト（60ワット60灯）
花道フットライト（60ワット24灯）
センタースポットライト（２キロワット）
スポットライト（1.5キロワット）
スポットライト（１キロワット）
スポットライト（500ワット）
スポットライト（575ワット）
スポットライト（650ワット）
ＬＥＤライト
ストリップライト（８灯式）
ストリップライト（４灯式）
プロジェクタースポットライト（１キロワット）
プロジェクタースポットライト（500ワット）
ディスクマシン
ダブルマシン
フィルムマシン
マスキングキャリアケース
先玉
エフェクトパターン
ドラムマシン
波エフェクト
ミラーボール（吊式）
マルチストロボ
フォグスモークマシン
星球（50個）
ブラックライト
ドライアイスマシン
ライト用段スタンド
ライト用平置スタンド
カラーフィルター

〔音響設備〕

品　　名
音響調整卓
カセットテープデッキ
コンパクトディスクプレーヤー
メモリーレコーダー
ミニディスクプレーヤー
ミニディスクレコーダー
デジタルサウンドプロセッサー
エレベーターマイク装置
３点電動吊マイク装置
ワイヤレスマイク（マイクスタンド付き）
コンデンサー型マイクロホン（マイクスタンド付き）
ダイナミック型マイクロホン（マイクスタンド付き）
マイクスタンド（フロアー型）
マイクスタンド（卓上型）
マイクスタンド（ブーム型）
アナウンスフェーダーユニット（マイク１本付き）
補助音響調整卓（32チャンネル）
プロセニアムスピーカー（増幅器付き）
サイドスピーカー（増幅器付き）
ステージスピーカー（増幅器付き）
はね返りスピーカー（増幅器付き）

〔楽器設備〕

品　　名
フルコンサート用ピアノ（外国製）
フルコンサート用ピアノ（日本製）
大太鼓

〔その他の楽器設備〕

品　　名
オーバーヘッドプロジェクター
移動式スクリーン
特殊電源
一般電源

〔その他の施設を利用する場合の設備〕

品　　名
アップライトピアノ
電子ピアノ
オーバーヘッドプロジェクター
スクリーン
映像音声再生機
視聴覚装置（移動式）
音響装置
ワイヤレスマイクロホン
有線マイクロホン
テーブルマイクロホン
マイクスタンド
小型ホワイトボード
展示用パネル
カセットテープデッキ
コンパクトディスクプレーヤー
ミニディスクデッキ
プロジェクター
展示用白布
一般電源

３　施設に係る利用料金

（１）条例上の上限額

北海道立道民活動センター条例　別表（第12条関係）

１　ホール、会議室、研修室等を利用する場合（２及び３の表の場合を除く。）

区　分	午　前	午　後	夜　間	１　日
ホール	100,300円	100,300円	134,000円	318,400円
リハーサル室	7,100円	7,100円	9,100円	20,500円
展示ホール				42,400円
会議室	23,300円	23,300円	28,000円	66,900円
研修室	20,200円	20,200円	25,100円	55,600円

２　ホール、会議室、研修室等を利用者が営利又は営業の目的で利用する場合（３の場合を除く。）
　その利用の区分に応じ、１の事項の規定による額にそれぞれ２を乗じて得た額

３　ホール、会議室、研修室等を利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して利用する場合（入場料等の額（入場料等の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）が2,000円を超える場合に限る。）

区　分	利用料金の上限額
１　入場料等の額が4,000円未満の場合	その利用区分に応じ、１の事項の規定による額にそれぞれ２を乗じて得た額
２　入場料等の額が4,000円以上の場合	その利用区分に応じ、１の事項の規定による額にそれぞれ３を乗じて得た額

４　設備等を利用する場合
　１回につき58,900円

５　駐車場を利用する場合

区　分	利用料金の上限額		
	午前8時30分から午後9時30 分まで		午後9時30分から翌日の午前8時30分まで
	基本料金（最初の１時間まで）	超過料金	泊料金
乗用車	700円	30分につき360円	1,240円

備　考

１　１の表において、午前とは午前９時から正午まで、午後とは午後１時から午後４時まで、夜間とは午後５時から午後９時まで、１日とは午前９時から午後９時までとする。

２　指定管理者が道民活動センターの運営に支障がないと認めたときは、１の表の時間区分を超過し、又は繰り上げて利用することができる。この場合の利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が１時間未満であるとき又は利用時間に１時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、１時間として計算するものとする。）１時間につき、１日利用の場合の１時間当たりの利用料金の上限額に1.3を乗じて得た額とする。

３　指定管理者は、特別に利用する電気等の料金について、別に実費を徴収することができる。

４　駐車場を利用する場合において、駐車時間に30分未満の端数の時間があるときは、当該時間については、30分として計算するものとする。

（２）利用料金承認額（令和６年２月26日承認）

１　ホール、会議室、研修室等を利用する場合

区　分		利用料金の額			
		午前	午後	夜間	１日
ホール	平日	45,500円	45,500円	60,700円	144,300円
	土曜日 日曜日 休日	54,600円	54,600円	72,900円	173,200円
リハーサル室		4,000円	4,000円	5,100円	11,800円
展示ホール	A				11,550円
	B				11,550円
会議室	110会議室	3,400円	3,400円	4,300円	10,000円
	310会議室	3,700円	3,700円	5,100円	11,300円
	320会議室	1,900円	1,900円	2,500円	5,700円
	大会議室	14,100円	14,100円	17,100円	38,500円
	510会議室	4,700円	4,700円	6,200円	14,000円
	530会議室	2,100円	2,100円	3,100円	6,600円
	540会議室	3,400円	3,400円	4,300円	10,000円
	610会議室	3,100円	3,100円	3,700円	8,900円

	620会議室		3,100円	3,100円	3,700円	8,900円
	630会議室		1,900円	1,900円	2,800円	5,900円
	710会議室		7,600円	7,600円	10,300円	21,700円
	760会議室		2,500円	2,500円	3,500円	7,700円
	810Ａ会議室		2,500円	2,500円	3,500円	7,700円
	810Ｂ会議室		3,100円	3,100円	3,700円	8,900円
	910会議室		2,500円	2,500円	3,500円	7,700円
	920会議室		4,400円	4,400円	5,800円	13,100円
	1010会議室		3,700円	3,700円	5,100円	11,300円
	1020会議室		3,400円	3,400円	4,300円	10,000円
	1030会議室		5,500円	5,500円	7,300円	16,500円
	1040会議室		5,500円	5,500円	7,300円	16,500円
	1050会議室		4,700円	4,700円	6,200円	14,000円
	1060会議室		7,600円	7,600円	10,300円	21,700円
	1070会議室		5,500円	5,500円	7,300円	16,500円
研修室	520研修室		8,100円	8,100円	10,800円	23,000円
	730研修室		5,500円	5,500円	7,300円	16,500円
	740研修室		2,500円	2,500円	3,500円	7,700円
	750研修室		3,100円	3,100円	3,700円	8,900円
	820研修室		11,600円	11,600円	15,200円	32,600円
	930研修室		3,100円	3,100円	3,700円	8,900円
	940研修室		4,400円	4,400円	5,800円	13,100円
	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ研修室		7,700円	7,700円	10,400円	23,200円
	調理室		600円	600円	900円	1,900円
	和室研修室「樹」	和室研修室「えぞまつ」	1,200円	1,200円	1,800円	3,800円
		和室研修室「あかなら」	1,200円	1,200円	1,800円	3,800円
	和室研修室「花」	和室研修室「はまなす」	1,300円	1,300円	1,800円	4,000円
		和室研修室「すずらん」	1,800円	1,800円	2,300円	5,300円

２　ホール、会議室、研修室等を利用者が営利又は営業の目的で利用する場合（３の表の場合を除く。）
　　その利用の区分に応じ、１の表に定める額にそれぞれ２を乗じた額

３　ホール、会議室、研修室等を利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して利用する場合（入場料等の額（入場料等の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）が2,000円を超える場合に限る。）

区　　分	利　用　料　金　の　額
１　入場料等の額が4,000円未満の場合	その利用区分に応じ、１の表に定める額にそれぞれ２を乗じて得た額
２　入場料等の額が4,000円以上の場合	その利用区分に応じ、１の表に定める額にそれぞれ３を乗じて得た額

４　設備等を利用する場合

区　　分		利　　用　　料　　金		
ホールを利用する場合	１　舞台設備	所作台	１回１式につき	7,390円
		反響板	１回１式につき	2,790円
		平台	１回１台につき	220円
		かげ段	１回１台につき	110円
		講演台（３点セット）	１回１式につき	110円
		金屏風	１回１双につき	2,460円
		座布団	１回１枚につき	110円
		上敷	１回１枚につき	220円
		松竹羽目	１回１式につき	2,460円
		紗幕	１回１枚につき	670円
		浅黄幕	１回１枚につき	670円
		紅白幕	１回１枚につき	670円
		暗転幕	１回１枚につき	670円
		大黒幕	１回１枚につき	670円
		グリーン幕	１回１枚につき	670円
		毛せん	１回１枚につき	440円
		地がすり	１回１枚につき	1,000円

		振り竹	1回1式につき	670円
		雪かご	1回1式につき	220円
		指揮台	1回1台につき	220円
		譜面台	1回1台につき	110円
		指揮者用譜面台	1回1台につき	110円
		スクリーン	1回1式につき	2,460円
		姿見鏡	1回1面につき	220円
	2 照明設備	Aセット（ボーダーライト（200ワット66灯）1列、スポットライト（1キロワット）115台、スポットライト（1.5キロワット）18台、スポットライト（500ワット、575ワット又は650ワット）50台、アッパーホリゾントライト（500ワット90灯）1列、ロアーホリゾントライト（300ワット108灯）1列）	1回1式につき	17,380円
		Bセット（ボーダーライト（200ワット66灯）1列、スポットライト（1キロワット）80台、スポットライト（1.5キロワット）12台、スポットライト（500ワット、575ワット又は650ワット）24台、アッパーホリゾントライト（500ワット90灯）1列、ロアーホリゾントライト（300ワット108灯）1列）	1回1式につき	14,340円
		Cセット（スポットライト（1キロワット）8台、スポットライト（1.5キロワット）12台）天板ライト（85ワット）34灯	1回1式につき	6,160円
		Dセット（ボーダーライト（200ワット66灯）1列、スポットライト（1キロワット）20台、スポットライト（1.5キロワット）6台、スポットライト（500ワット、575ワット又は650ワット）10台）	1回1式につき	4,150円
		ﾎﾞｰﾀﾞｰﾗｲﾄ（200ﾜｯﾄ66灯）	1回1列につき	3,360円
		天板ﾗｲﾄ（85ﾜｯﾄ34灯）	1回1列につき	3,360円
		ｱｯﾊﾟｰﾎﾘｿﾞﾝﾄﾗｲﾄ（500ﾜｯﾄ90灯）	1回1列につき	1,900円
		ﾛｱｰﾎﾘｿﾞﾝﾄﾗｲﾄ（300ﾜｯﾄ108灯）	1回1列につき	3,700円
		ﾌｯﾄﾗｲﾄ（60ﾜｯﾄ60灯）	1回1列につき	2,460円
		花道ﾌｯﾄﾗｲﾄ（60ﾜｯﾄ24灯）	1回1列につき	1,230円
		ｾﾝﾀｰｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ（2ｷﾛﾜｯﾄ）	1回1台につき	3,960円
		ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ（1.5ｷﾛﾜｯﾄ）	1回1台につき	440円
		ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ（1ｷﾛﾜｯﾄ）	1回1台につき	220円
		ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ（500ﾜｯﾄ、575ﾜｯﾄ又は650ﾜｯﾄ）	1回1台につき	110円
		ＬＥＤライト	1回1台につき	110円
		ストリップライト（8灯式）	1回1台につき	440円
		ストリップライト（4灯式）	1回1台につき	220円
		ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ（1ｷﾛﾜｯﾄ）	1回1台につき	670円
		ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ（500ﾜｯﾄ）	1回1台につき	330円
		ディスクマシン	1回1台につき	330円
		ダブルマシン	1回1台につき	330円
		フィルムマシン	1回1台につき	330円
		マスキングキャリアケース	1回1台につき	330円
		先玉	1回1個につき	110円
		エフェクトパターン	1回1枚につき	110円
		ドラムマシン	1回1台につき	890円
		波エフェクト	1回1台につき	890円
		ミラーボール（吊式）	1回1台につき	780円
		マルチストロボ	1回1台につき	220円
		フォグスモークマシーン	1回1台につき	2,230円
		星球（50個）	1回1式につき	550円
		ブラックライト	1回1台につき	110円
		ドライアイスマシン	1回1台につき	1,110円
		ライト用段スタンド	1回1台につき	220円
		ライト用平置スタンド	1回1台につき	110円
		持込み照明設備	1回1台につき	110円
		カラーフィルター	1回1台につき	110円
	3 音響設備	音響調整卓	1回1式につき	4,930円
		カセットテープデッキ	1回1台につき	670円

		コンパクトディスクプレーヤー	1回1台につき	890円
		メモリーレコーダー	1回1台につき	780円
		ミニディスクプレーヤー	1回1台につき	770円
		ミニディスクレコーダー	1回1台につき	940円
		デジタルサウンドプロセッサー	1回1台につき	1,110円
		エレベーターマイク装置	1回1式につき	440円
		3点電動吊マイク装置	1回1式につき	670円
		ワイヤレスマイク（マイクスタンド付き）	1回1本につき	2,010円
		コンデンサー型マイクロホン（マイクスタンド付き）	1回1本につき	1,340円
		ダイナミック型マイクロホン（マイクスタンド付き）	1回1本につき	1,110円
		マイクスタンド（フロアー型、卓上型又はブーム型）	1回1台につき	110円
		アナウンスフェーダーユニット（マイク1本付き）	1回1式につき	1,230円
		補助音響調整卓（32チャンネル）	1回1式につき	1,340円
		持込み音響設備（2キロワット以上）	1回1式につき	12,330円
		プロセニアムスピーカー（増幅器付き）	1回1式につき	1,110円
		サイドスピーカー（増幅器付き）	1回1式につき	890円
		ステージスピーカー（増幅器付き）	1回1式につき	220円
		はね返りスピーカー（増幅器付き）	1回1台につき	110円
	4楽器設備	フルコンサート用ピアノ（外国製）	1回1台につき	6,100円
		フルコンサート用ピアノ（日本製）	1回1台につき	3,700円
		大太鼓	1回1台につき	1,230円
	5その他の設備	オーバーヘッドプロジェクター	1回1台につき	1,110円
		移動式スクリーン	1回1台につき	220円
		特殊電源	1回1キロワットにつき	670円
		一般電源	1回1キロワットにつき	220円
その他の施設を利用する場合		アップライトピアノ	1回1台につき	1,230円
		電子ピアノ	1回1台につき	440円
		オーバーヘッドプロジェクター	1回1台につき	890円
		スクリーン	1回1台につき	220円
		映像音声再生機	1回1台につき	880円
		視聴覚装置（移動式）	1回1式につき	890円
		音響装置	1回1式につき	220円
		ワイヤレスマイクロホン	1回1本につき	670円
		有線マイクロホン	1回1本につき	360円
		テーブルマイクロホン	1回1本につき	360円
		マイクスタンド	1回1台につき	110円
		小型ホワイトボード	1回1台につき	550円
		展示用パネル	1日1回1枚につき	220円
		カセットテープデッキ	1回1台につき	670円
		コンパクトディスクプレーヤー	1回1台につき	440円
		ミニディスクデッキ	1回1台につき	940円
		プロジェクター	1回1台につき	1,100円
		展示用白布	1催事1枚につき	1,210円
		一般電源	1回1キロワット	220円

注　1　ホールにおいて、ホールを利用する場合の項目にない設備等であって、その他の施設を利用する場合の項目にある設備等を利用する場合は、その利用料金を適用する。

2　その他の施設において、その他の施設を利用する場合の項目にない設備等であって、ホールを利用する場合の項目にある設備等を利用する場合は、その利用料金を適用する。

5　駐車場を利用する場合

区　分	利用料金の上限額		
	午前8時30分から午後9時30 分まで		午後9時30分から翌日の午前8時30分まで
	基本料金（最初の1時間まで）	超過料金	泊料金
乗用車	300円	30分につき150円	610円

ただし、午前8時30分から午後9時30分までの間に連続5時間以上駐車場を利用する場合にあっては、1,500円の定額とする。

6　ロッカーを利用する場合

区　分	利用料金の額（円）	備考
貸出用ロッカー（大）	1月1区間につき　1,100	2段2列
貸出用ロッカー（小）	1月1区間につき　770	2段3列

7　ホールの割引利用料金

ホールを、利用日の前45日から前10日までに、コーラス、吹奏楽、舞踊、演劇等の練習を行うためホー

ルの利用申込みをした場合の利用料金は、次のとおりとする。なお、利用日の前45日及び前10日が休館日（12月29日から翌年１月３日まで及び臨時休館日）のときは、その翌日とする。

(1)　ホールの割引利用料金

区　分	利　用　料　金　の　額			
	午　前	午　後	夜　間	１　日
ホール	20,000円	20,000円	20,000円	57,000円

(2)　上記(1)が適用される場合の具体の取扱方法は、指定管理者が別に定める。

８　会議室等の割引利用料金

(1)　会議室、研修室、リハーサル室及び調理室（以下「会議室等」という。）の午後区分（午前と午後区分を連続して利用する場合を含む。）を利用する場合において、利用日の属する前の月の初日から利用日までの間に、夜間区分を追加して利用申込みした場合の利用料金は、上記１に関わらず、1,000円とする。

(2)　上記(1)が適用される場合の具体の取扱方法は、指定管理者が別に定める。

備　考

１　１及び７の(1)の表において、午前とは午前９時から正午まで、午後とは午後１時から午後４時まで、夜間とは午後５時から午後９時まで、１日とは午前９時から午後９時までとする。

２　１の表の時間区分を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、当該利用時間（利用時間が１時間未満であるとき又は利用時間に１時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、１時間として計算するものとする。）１時間につき、１日利用の場合の１時間当たりの利用料金に1.3を乗じて得た額とする。

３　特別に利用する電気等の料金について、別に実費を徴収することができるものとする。

４　駐車場を利用する場合において、駐車時間に30分未満の端数の時間があるときは、当該時間については、30分として計算するものとする。

５　休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいうものとする。

６　４の表において、１回の利用とは、持込み照明設備、持込み音響設備（２ｷﾛﾜｯﾄ以上）、展示パネル及び展示用白布を除き、１の表に掲げる午前、午後及び夜間の各時間区分における各利用をいい、１日の利用については、３回の利用とみなすものとする。

（３）利用料金収入の減免基準及び運用

○北海道立道民活動センター条例第12条第６項

指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

○北海道立道民活動センター条例施行規則第７条

（利用料金の減免基準）

第７条　条例第12条第６項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合（条例別表２又は３の事項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、利用料金（駐車場に係るものを除く。）を免除することができることとする。

ア　会議又は研修等で利用する場合であって、参加者が主として次に掲げる者及びその引率者であるとき。

(ｱ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規程による身体障害者手帳の交付を受けている者

(ｲ) 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者

(ｳ) 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者

イ　北海道立女性プラザ、北海道立アイヌ総合センター、北海道立生涯学習推進センター又は北海道立市民活動促進センターがそれぞれのその設置目的に沿った事業を実施するとき。

ウ　北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第208条の６の公の施設以外の部分を使用する者が、知事が別に定める事業を行うとき。

エ　その他知事が特別の理由があると認めたとき。

(2)　次のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用料金を免除することができることとする。

ア　前号ア(ｱ)に掲げる者が自ら運転し、駐車場を利用する場合

イ　前号ア(ｱ)から(ｳ)に掲げる者を同乗させ、駐車場を利用する場合

ウ　その他知事が特別の理由があると認めたとき

(3)　次のいずれかに該当する場合は、利用料金の額の５割に相当する額を限度として利用料金を減額することができることとする。

ア　第１号アからウに該当する場合であって、条例別表３の事項の規定の適用を受けるとき。

イ　その他知事が特別の理由があると認めたとき。

○北海道立道民活動センター条例施行規則運用方針

第７条（利用料金の減免基準）関係

第１号

１　アに規定する「参加者が主として」とは、該当する者が参加者総数の過半数を占めることをいう。

２　アの(ｳ)に規定する精神障害者で対象となる者は、道立文化施設又は札幌市立文化体育施設の利用に係る減免対象者証明書の交付を受けたものとする。

３　イに規定する「設置目的に沿った事業」とは、同条に規定する北海道立女性プラザ、北海道立アイヌ総合センター、北海道立生涯学習推進センター又は北海道立市民活動促進センター（以下「各センター」という。）を所管する部（教育委員会）（以下「所管部等」という。）において予算上認められた事業であって、各センターが自ら行う事業及び所管部等から委託を受けて行う事業をいうとともに、指定管理者が管理する公の施設にあっては、道との協定書並びに要求水準書等で指定管理者が行うべきこととされている事業をいう。

４　ウに規定する「知事が別に定める事業」とは、北海道財務規則第208条の６の公の施設以外の部分を行政財産の使用許可を受けて入居する団体が、所管部から委託を受けて行う事業をいい、理事会、評議員会等団体独自の事業を除くものとする。

６　エに規定する「その他知事が特別の理由があると認めたとき」とは、道民活動センタービルの管理運営上必要と認められる場合等をいい、個々の案件についてその都度協議するものとする。

第２号

ウに規定する「その他知事が特別の理由があると認めたとき」とは、清掃業務受託業者、物品納入業者及び工事関係業者等の施設の管理上必要と認められるものの車両が駐車場を利用する場合をいう。

第３号

１　イに規定する「その他知事が特別の理由があると認めたとき」とは、全道的に組織された公共的団体（社会福祉活動団体、生涯学習活動団体、女性活動団体、アイヌ文化活動団体及び市民活動団体に限る。）で過去３年間で道民活動センターの利用実績があり、次に掲げる条件を満たす団体（以下「道民活動センター活動団体」という。）が各センターの設置目的に沿った事業又は社会福祉の発展に資する活動に関連した事業で利用する場合をいう。

(1) 規約（団体の目的、組織等）を定めていること。

(2) 会員名簿があること。

(3) 予算・決算書を作成していること。

(4) 事業概要を作成していること。

(5) 団体活動が過去１年以上継続しており、将来も継続可能な団体であること。

(6) 組織及び活動に参加を希望する者が、新たに加わることが可能な団体であること。

(7) 団体の構成員が主として道民であり、道内を活動の拠点としている団体であること。

２　前項で規定する「設置目的に沿った事業又は社会福祉の発展に資する活動に関連した事業」とは、各センターの設置目的と合致する「道民活動センター活動団体」等の規約で規定された主な事業とする。

３　道民活動センター活動団体の認定又はその解除にあたっては、関係各部（委員会）との協議に基づき総務部イノベーション推進局財産課において決定し、年１回、「道民活動センター活動団体名簿」を作成するものとする。

４　北海道財務規則第２０５条の１７に係る行政財産の（目的外）使用許可関係等

目 的 等	数量等	許 可 の 相 手 方	許可期間	摘　　要
事務室	46.83㎡	（一財）道民活動振興センター	～7.3.31	2F
公衆電話機	0.35㎡	（一財）道民活動振興センター	～7.3.31	1台
複写機	0.47㎡	（一財）道民活動振興センター	～7.3.31	1F、1台
ＰＨＳアンテナ等	2.47㎡	（一財）道民活動振興センター	～7.3.31	屋内アンテナ22箇所
自動販売機	2.47㎡	（社福）北海道社会福祉協議会	～7.3.31	3､4F、3台
ＬＡＮケーブル等	－	（社福）北海道社会福祉協議会	～7.3.31	2､3F
駐車場（１台）	12.73㎡	（社福）北海道社会福祉協議会	～7.3.31	B1F
駐車場（１台）	12.73㎡	（社福）北海道共同募金会	～7.3.31	B1F
携帯電話基地局等	－	㈱NTTﾄﾞｺﾓ北海道支社	～11.3.31	基地局：7箇所ほか
ＣＳアンテナ等	－	（公社）北海道ろうあ連盟	～7.3.31	4F
ＬＡＮケーブル等	－	（公社）北海道民生委員児童委員連盟	～7.3.31	4F

※環境生活部、保健福祉部及び教育庁が別に許可しているものを除く。

5　北海道立道民活動センター利用実績等

（１）利用者数実績　（単位：人）

区　　分	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（見込）
多目的ホール	13,474	27,672	58,607	84,729	79,441
会議室・研修室	130,707	124,631	238,405	312,290	415,875
駐車場	15,728	17,040	27,002	29,875	22,952
計	159,909	169,343	324,014	426,894	518,268
摘　要					

（２）利用料金（使用料）収納実績　（単位：千円）

区　　分	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（見込）
多目的ホール	5,651	16,000	28,143	32,245	27,711
会議室・研修室	47,947	54,698	95,101	112,077	115,888
貸出設備	8,698	15,069	25,564	33,420	28,163
駐車場	12,554	14,381	23,507	28,279	24,666
計	74,850	100,148	173,315	206,021	196,428
摘　要					

（３）減免利用実績

区　　分		令和２年度（実績）	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（見込）
免　除	件　数	7,769	6,888	9,479	9,296	9,296
	金額（千円）	12,167	11,290	14,402	14,542	14,542
減　額	件　数	3,548	6,787	7,410	10,572	10,572
	金額（千円）	4,615	5,879	8,187	11,102	11,102
合　計	件　数	11,317	13,675	16,889	19,868	19,868
	金額（千円）	16,782	17,169	22,589	25,644	25,644

（４）管理運営経費の推移　（千円、人）

区　　分		R2年度（決算）	R3年度（決算）	R4年度（決算）	R5年度（決算）	R6年度（見込）	主な内訳・数量
受益者負担	利用料金	74,955	100,477	172,861	206,021	196,428	
	その他	7,484	5,548	4,937	6,804	4,882	サービス設備収入等
道負担	負担金	342,992	338,987	257,218	248,219	237,053	
	修繕費	413,523		561,465		未確定	
管理運営経費	人件費	70,968	73,744	75,269	78,295	77,060	
	維持管理費	312,108	350,975	374,597	357,312	361,303	
	うち光熱水費	59,952	66,665	91,515	92,215	90,189	
	うち修繕費	4,897	13,119	9,618	9,299	7,316	
職員体制	常勤	11	11	11	11	11	事務局職員数
	非常勤・臨時職員	4	4	4	4	4	

（５）主な修繕等の実績及び見込み

年度	負担者	修繕箇所	金額（千円）	備　　考
R2年度	指定管理者	電気設備　厨房電力量計交換等	281	
		空調設備　高架水槽室自動給水装置修繕等	1,490	
		建　　築　ｺﾞﾝﾄﾞﾗ走行ﾚｰﾙｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ交換工事等	373	
		舞台設備　ホールプロセニアムカメラ交換等	765	
		そ の 他　防火シャッター手動開閉装置交換等	1,988	
		合　　計	4,897	
	道	舞台装置改修（舞台装置更新等）	330,154	R2～R3で実施
		音響設備改修（ｽﾋﾟｰｶｰ・三点吊装置更新等）	83,369	
		合　　計	413,523	
R3年度	指定管理者	電気設備　高圧真空遮断器補助接点交換工事等	1,475	
		空調設備　地下空調機械室ポンプ修繕工事等	2,805	
		建　　築　自動扉開閉装置修繕工事等	4,528	
		舞台設備　ﾌﾙｺﾝｻｰﾄﾋﾟｱﾉ(日本製)修繕工事等	3,198	
		会議室等　非常用扉改修工事等	1,028	
		そ の 他　車路管制装置車両検知器修繕工事	85	
		合　　計	13,119	
	道	―	―	
		合　　計		
R4年度	指定管理者	空調設備　駐車場管理室空調改修工事等	3,834	
		建　　築　駐車場侵入検知センサー修繕工事等	1,466	
		舞台設備　照明調整卓サブフェーダー修繕工事	29	
		会議室等　ブラインド修繕工事等	268	
		そ の 他　空調自動制御機器改修工事等	4,021	
		合　　計	9,618	
	道	電気設備改（照明設備・監視ｶﾒﾗ設備更新等）	199,650	R4～R5で実施
		空調設備改修（水熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ更新等）	79,575	
		昇降機設備改修	282,240	
		合　　計	561,465	
R5年度	指定管理者	建　　築　エントランス床補修工事等	2,482	
		会議室等　研修室ＡＶラック電源更新工事等	1,905	
		舞台設備　ホールワイヤレスマイク修繕工事等	97	
		そ の 他　排煙機開閉器改修工事等	4,815	
		合　　計	9,299	
	道	―	―	
		合　　計		
R6年度（見込）	指定管理者	舞台設備　照明周辺機器修繕工事等		
		建　　築　電動ブラインド等修繕工事等		
		機　　械　電動ボールバルブ修繕工事等		
		執行予定額	7,316	
	道	未確定	未確定	
		執行予定額	未確定	

（７）道が支払った委託料及び指定管理者負担金の実績　（単位：千円）

区　　分	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（見込）
金　　額	342,992	338,987	257,218	248,219	237,053
摘　　要	指定管理者負担金				

（８）道が支払った修繕費の実績　（単位：千円）

区　　分	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（見込）
金　　額	413,523		561,465		未確定
摘　　要					

（９）光熱水費の支払実績　（単位：千円）

区　　分	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（見込）
電 気 料 金	35, 323	37, 438	56, 442	61, 056	58, 189
熱　料　金	22, 511	27, 033	32, 862	29, 004	30, 000
上 水 道 料 金	1, 843	1, 900	1, 754	1, 730	1, 500
ガ ス 料 金	275	294	457	426	500
計	59, 952	66, 665	91, 515	92, 216	90, 189

(10) 施設・設備等維持管理業務委託等実績　（単位：千円）

区　　分	令和２年度（実績）	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（見込）
一般廃棄物処理業務	578	504	558	639	840
清掃料	45, 693	45, 864	46, 031	46, 075	46, 121
外装清掃料	2, 483	2, 483	2, 483	2, 485	2, 488
警備料	25, 114	25, 114	25, 216	25, 240	25, 266
消防用設備等保守点検料	2, 635	2, 638	2, 805	2, 706	2, 739
直流電源装置保守点検料	171	171	171	171	171
総合案内業務	27, 119	27, 119	27, 217	27, 243	27, 271
駐車場機械保守点検料	1, 725	1, 725	1, 725	1, 725	1, 725
ゴンドラ保守点検料	210	211	211	211	211
ゴンドラ性能検査手数料	23	23	23	23	23
排水設備清掃委託料	2, 411	2, 411	2, 413	2416	2, 418
簡易専用水道検査手数料	2	2	2	2	2
ねずみ・昆虫等防除料	403	403	403	409	422
駐車場車路管制装置保守点検委託料	206	206	206	193	216
吸収式冷凍機保守点検料	1, 232	1, 232	1, 232	1, 232	1, 278
第一種圧力容器性能検査手数料	121	121	121	121	121
空調衛生設備等保守管理委託料	34, 994	35, 031	35, 066	35, 093	35, 129
受水槽清掃業務委託料					
空調自動制御機器・中央監視盤保守点検料	5, 500	5, 500	5, 500	5, 500	5, 742
非常用発電装置保守点検料	913	913	913	1, 155	1, 155
無停電電源装置保守点検業務					
電気設備管理業務委託料	15, 901	15, 917	15, 934	15, 946	15, 962
高圧真空遮断器精密点検業務	495	429	429	429	429
保護継電器動作試験業務					
自動扉開閉装置保守点検業務	1, 584	1, 584	1, 584	1, 584	1, 584
昇降機保守点検料	5, 959	5, 992	6, 123	5, 064	7, 823
舞台設備機器等操作及び受付業務	19, 800	20, 744	22, 917	23, 650	23, 980
舞台設備機構保守点検業務	770	1, 320	1, 826	1, 980	2, 156
舞台照明設備保守点検業務	479	957	957	957	957
舞台音響設備保守点検業務	440	858	880	880	880
ピアノ点検業務	174	239	304	304	311
施設予約システム保守点検(管理)業務	1, 309	1, 555	1, 307	865	0
視聴覚機器操作管理業務	12, 759	12, 760	12, 772	12, 783	12, 795
視聴覚機器等保守点検業務					
熱交換器洗缶業務	856	856	856	856	955
計	205, 214	204, 130	204, 126	217, 937	221, 170

※同一業務であっても年度により仕様等が異なる場合があります。

６　令和５年度に実施した道立道民活動センターの利用満足度調査実施結果

設　　問	回　　答			割　合
総合的な感想	５	満足	113	57.65%
	４	やや満足	61	31.12%
	３	どちらともいえない	5	2.55%
	２	やや不満	2	1.02%
	１	不満	0	0
	０	未回答	15	7.65%
		計	196	
施設・設備の使いやすさ	５	満足	101	51.53%
	４	やや満足	60	30.61%
	３	どちらともいえない	9	4.59%
	２	やや不満	9	4.59%
	１	不満	1	0.51%
	０	未回答	16	8.16%
		計	196	
施設の衛生面や快適性	５	満足	127	64.80%
	４	やや満足	49	25.00%
	３	どちらともいえない	5	2.55%
	２	やや不満	0	0
	１	不満	0	0
	０	未回答	15	7.65%
		計	196	

※項目ごとに未回答あり